

京都府後期高齢者医療広域連合事務局設置条例

平成19年2月8日

条例第6号

(設置)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第158条第1項の規定により、広域連合長の権限に属する事務を処理するため、事務局を設置する。

(委任)

第2条 事務局に設置する課及びその分掌する事務その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。